

# 参 考 資 料

# 1. プライスキャップ制度（上限価格方式）の概要

# 電気通信役務の利用者料金規制の基本的枠組み

電気通信役務の料金その他の提供条件は、基本的に電気通信事業者と利用者の自由な交渉に委ね、何か問題が生じた場合に業務改善命令などによる事後的な救済措置を図ることとしている。

	音声通信	データ通信
固定通信	<p>規制対象：NTT東西 (注：その他事業者も一部規制あり)</p> <p><b>届出制</b></p> <p><b>プライスカップ規制</b></p> <p>例：加入電話、ISDN、公衆電話</p>	<p>規制対象：NTT東西</p> <p><b>届出制</b></p> <p>例：ブロードバンド通信(FTTH)</p>
移動通信	<p><b>事後規制</b></p> <p>例：携帯電話、PHS</p>	<p><b>事後規制</b></p> <p>例：携帯ブロードバンド通信</p>

市場支配力のある事業者が存在し、極めて公共性の高い役務について、事前規制

## 1 基礎的電気通信役務 **届出制**

国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務。

### 2-1 指定電気通信役務 **届出制**

ボトルネック設備を設置する電気通信事業者が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務。

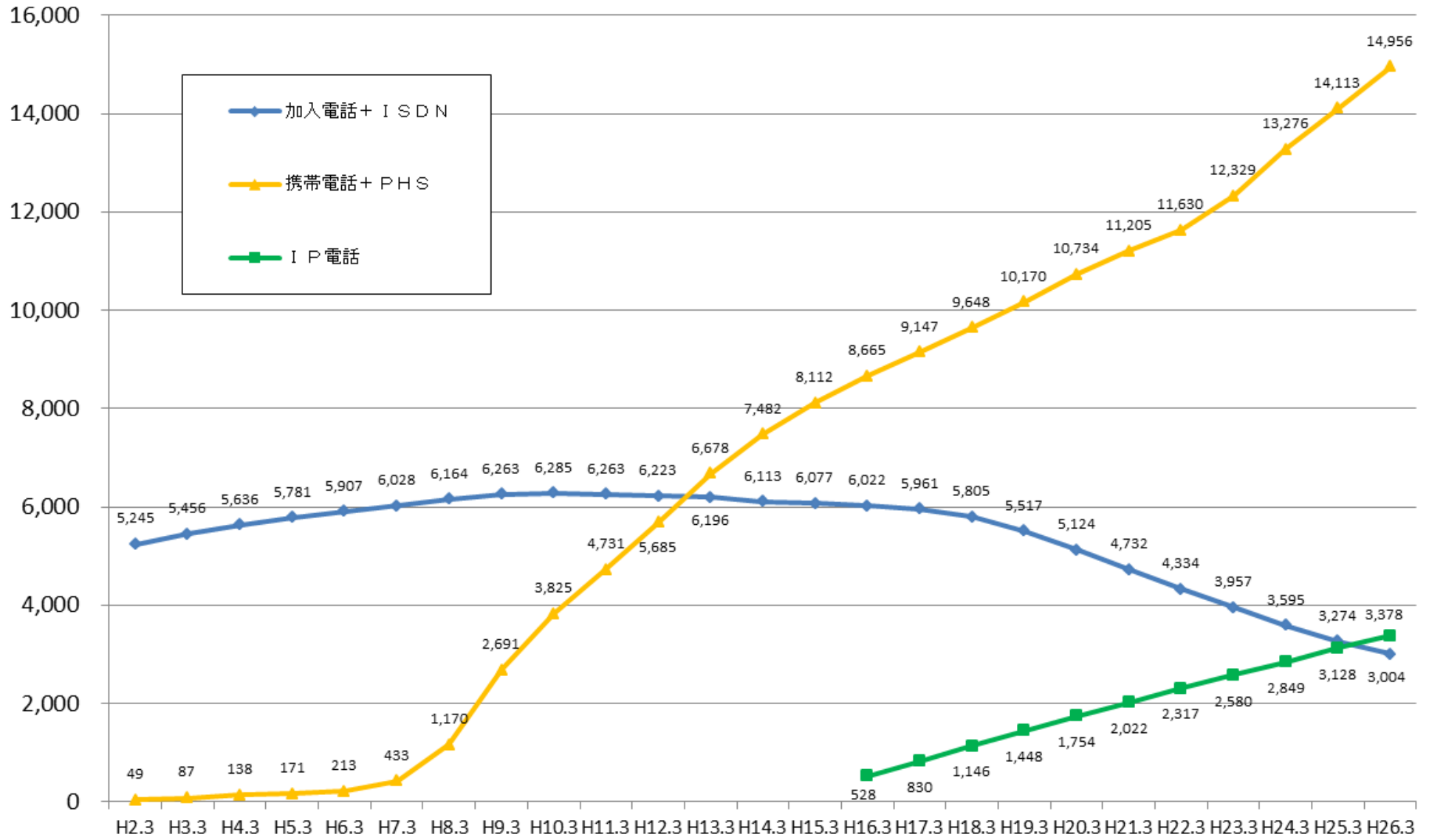
### 2-2 特定電気通信役務 **プライスカップ規制**

指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務。

→ **料金水準の上限(基準料金指数)を設定**

# 契約数の推移

(万)



# プライスカップ制度の概要

## プライスカップ制度（上限価格方式）の趣旨（導入時）

- 昭和60年の電気通信事業法の施行以後、地域通信分野では、新規参入事業者による直収電話の開始等があるものの、NTTによる実質独占的なサービス提供が行われており、その料金は横ばいで推移してきた。
- これらの状況に鑑み、NTTの指定電気通信役務のうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きく国民生活・経済に必要不可欠なサービスを特定電気通信役務とし、同役務に対して料金水準の上限を定めることにより、NTTの経営効率化インセンティブを付与しつつ、市場メカニズムによる場合と同等の実質的な料金の低廉化を目的として、平成12年10月から開始。

## プライスカップの対象サービス

- NTT東西が提供する音声伝送サービス（加入電話、ISDN、公衆電話）。

## 料金水準の上限（基準料金指数）

- 基準料金指数の算定式は、電気通信事業法施行規則で以下のとおり定められている。

$$\text{基準料金指数} = \text{前期の基準料金指数} \times (1 + \text{消費者物価指数変動率} - \text{生産性向上見込率} + \text{外生的要因})$$

- 料金水準の上限（基準料金指数）の適用期間は、毎年10月から1年間となっており、適用開始日の90日前にNTT東西に通知。
- 生産性向上見込率（X値）を3年毎に合理的な将来原価により算定（X値の算定では、「プライスカップの運用に関する研究会」において議論。）。
- 基準料金指数は、音声伝送バスケットのうち、独占的に提供される加入者回線サブバスケットの種別を独立。

### 【プライスカップの種別と対象サービス】

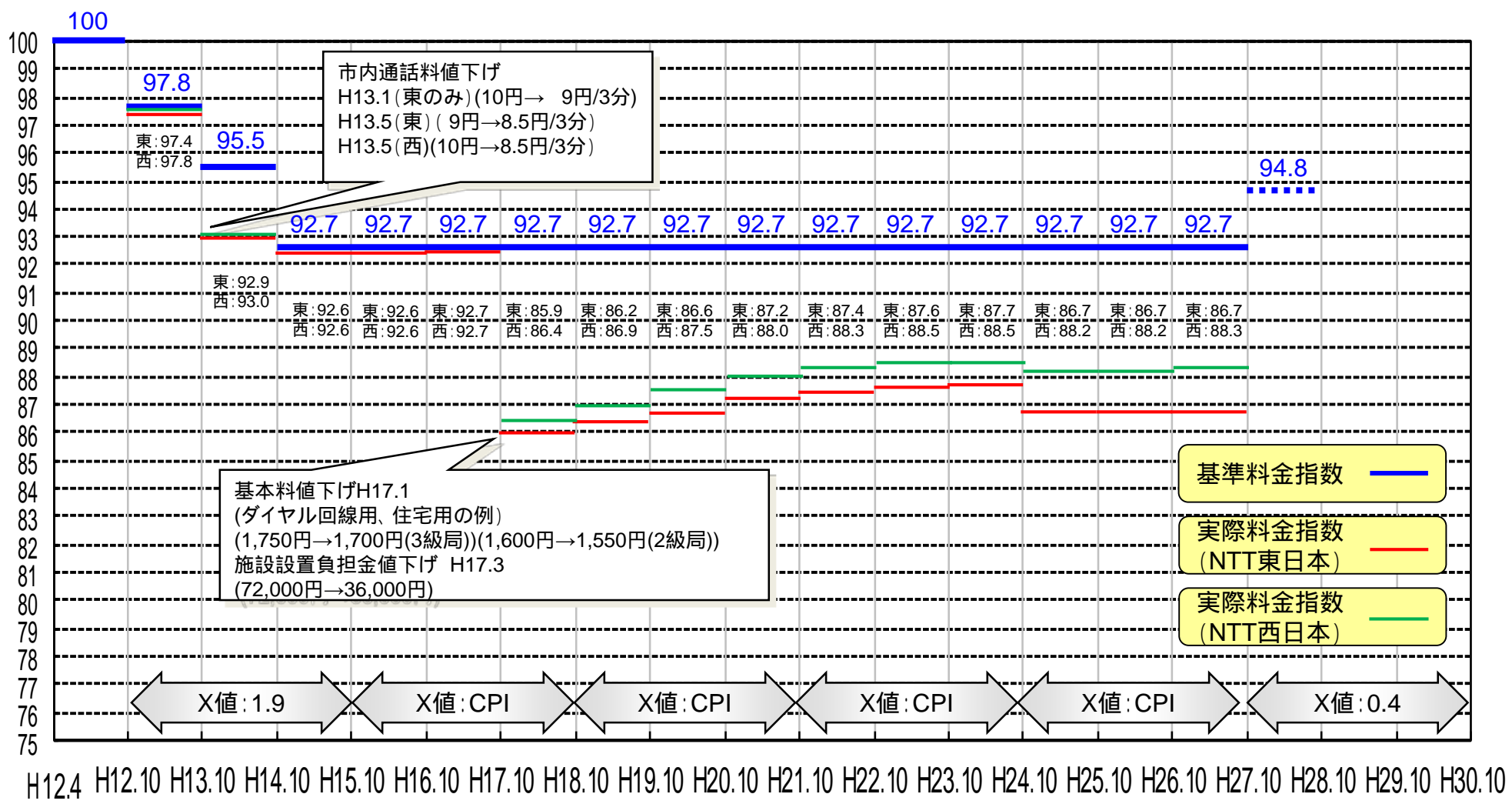
種別	対象サービス
音声伝送バスケット	加入電話・ISDN(市内、県内市外通話料)、公衆電話(通話料)、番号案内料
加入者回線サブバスケット	加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金)

## プライスカップ対象サービスの料金設定

- NTT東西の実際の料金指数が、種別ごとに、基準料金指数を下回るものであれば個々の料金は届出で設定が可能。
- 基準料金指数を超える料金の設定については、総務大臣の認可が必要。

# 料金指数の推移 (音声伝送バスケット)

実際料金指数は各期の10月1日時点のもの

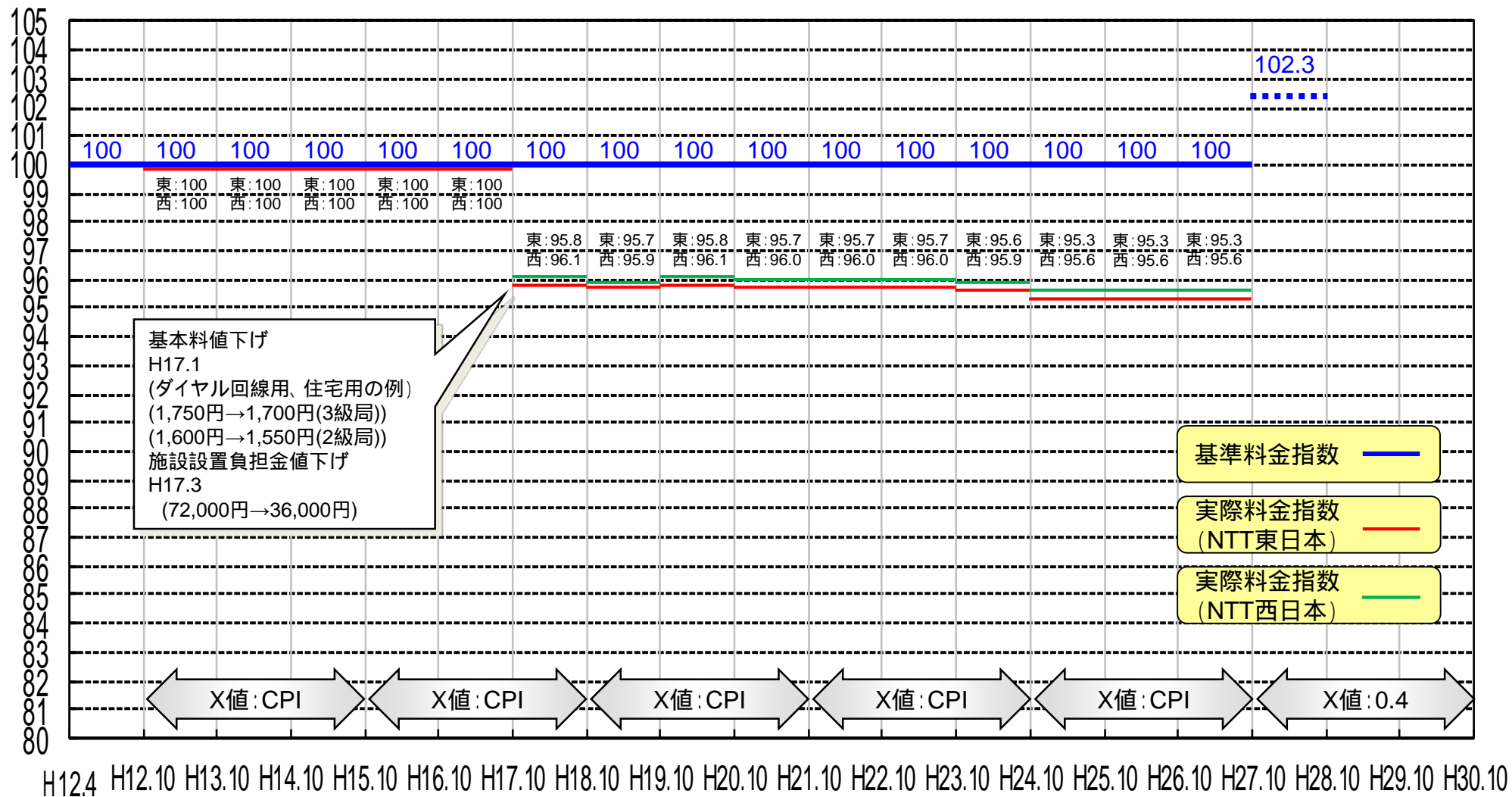


X値・・・生産性向上見込率

音声伝送サービス全体は、加入電話・ISDN(施設設置負担金・基本料・通話料・通信料)、公衆電話(通話料・通信料)を対象とする。 5

# 料金指数の推移 (加入者回線サブバスケット)

実際料金指数は各期の10月1日時点のもの



X値・・・生産性向上見込率  
加入者回線部分は、加入電話・ISDN(施設設置負担金・基本料)を対象とする。

## **2 . 生産性向上見込率（X値）の算定について**



# 生産性向上見込率（X値）の算定方法

事業者の収入、費用データの予測値に基づき次期X値の適用期間（3年間）の最終年度に特定電気通信役務の収支が相償する水準にX値を算定。

$$\text{収入} \times (1 + \text{消費者物価指数変動率} - X \text{値})^3 = \text{費用} + \text{適正報酬額} + \text{利益対応税}$$



X値について整理

$$X \text{値} = 1 + \text{消費者物価指数変動率} - \sqrt[3]{(\text{費用} + \text{適正報酬額} + \text{利益対応税}) \div \text{収入}}$$

次期X値（平成27年度～平成29年度）の算定にあたり、適用期間の最終年度（平成29年度）の数値を算出

- (1) 特定電気通信役務の収入予測 … 固定電話の回線数について、携帯電話や光IP電話などへの移行影響を予測し、その回線数に基づき、収入を予測。
- (2) 特定電気通信役務の費用予測 … NTT東西が、独自の効率化施策を織り込んで費用を予測。さらに総務省が、回線数減少に見合う費用削減の検証や経営効率分析を行い、更なる削減可能額を検証。
- (3) 適正報酬額 … 正味固定資産価額等に基づき予測。
- (4) 消費者物価指数変動率 … 政府機関等の公表値に基づき予測。
- (5) 利益対応税 … 税法の規定により支払いを要する額を予測。

この他、全要素生産性 向上率を基にX値を算定。

全要素生産性・・・産出物の伸びのうち、投入量（資本・労働）の増加による寄与では説明できない部分。

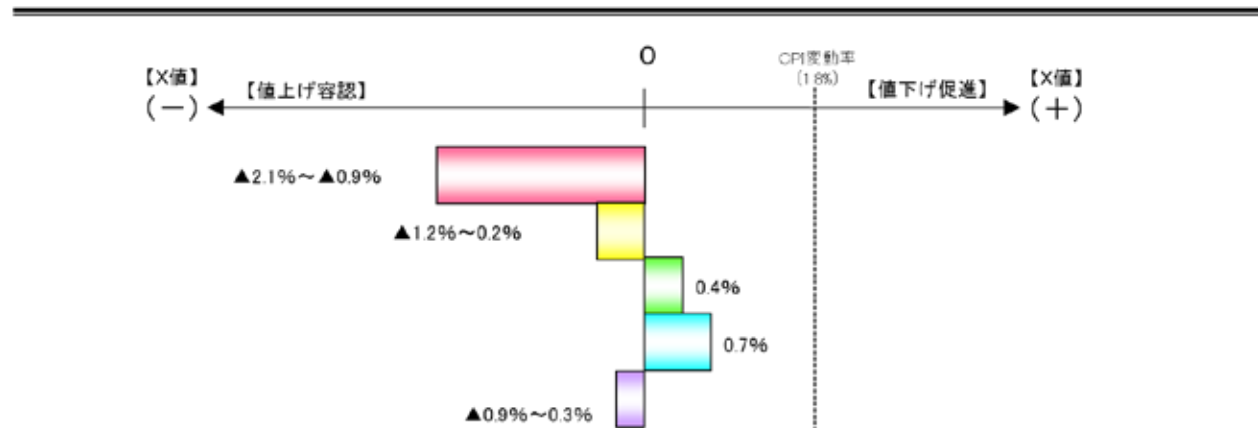
# X値の算定結果（1 / 2）

## 音声伝送バスケットのX値について

前適用期間の検討時に試算したX値は、消費者物価指数（CPI）変動率を中心に、プラス・マイナス両側に分散しており、X値を一意に定めることは困難であったことから、「X値 = CPI変動率」としてきた。

今回試算された全てのX値がCPI変動率を下回っていることや、今後CPI変動率がプラスとなっていく予想を踏まえ、これまでの「X値 = CPI変動率」ではなく、「X値 = 0.4%」と整理することが適当である。

X値の試算結果



- NTT東西の収支予測に基づいた場合
- NTT東西の費用予測を検証し、回線数の減少に見合うさらなる削減可能額を反映した場合
- 経営効率分析（包絡分析法）の結果計測された非効率を全て解消した場合
- 経営効率分析（確率論的フロンティア分析法）の結果計測された非効率を全て解消した場合
- 平成22年度から平成25年度の全要素生産性向上率の平均値に基づいた場合

# X値の算定結果（2 / 2）

## 加入者回線サブバスケットのX値について

これまでは、加入者回線サブバスケットについて、施設設置負担金について圧縮記帳後の収支しかないため、圧縮記帳がなかったものとみなしての収支予測が行えなかったことから、X値については一意に定めることなく、CPI変動率に連動させてきた。

しかし、収入・費用の両面において、音声伝送バスケットに対して加入者回線サブバスケットの占める割合は年々高くなっており、近年両バスケット間は同一視できる水準になっている。

したがって、加入者回線サブバスケットのX値については、前述の算定上の問題は引き続き存在するが、これまでの「X値=CPI変動率」ではなく、音声伝送バスケットでのX値算定の結果を準用し、「X値=0.4%」を用いることが適当である。

### 【音声伝送バスケットに占める加入者回線サブバスケットの収入・費用の割合】

		H16年度	H19年度	H22年度	H25年度
収入	NTT東日本	74.6%	80.8%	84.4%	86.7%
	NTT西日本	73.9%	81.2%	85.5%	87.3%
費用	NTT東日本	74.8%	87.3%	88.9%	90.1%
	NTT西日本	75.2%	87.5%	90.1%	90.5%